

相馬市郷土蔵
指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月
相馬市教育委員会
生涯学習部 生涯学習課

1 施設の設置目的

歴史的価値のある民俗資料を活用した展示並びに学習活動の場を提供することにより、市民の文化の向上及び観光等の交流人口増加に資することを目的とする。

2 指定期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

3 施設の概要

相馬市郷土蔵の施設概要については、業務仕様書に記載のとおり。

4 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務範囲

（1）管理基準

ア 施設の開館、閉館時間及び休館日

① 開館、閉館時間

相馬市郷土蔵条例施行規則第三条に基づき、通年で午前9時から午後4時までとする。

② 休館日

相馬市郷土蔵条例施行規則第二条に基づき、毎週月曜日（月曜日が祝日等の場合は、次の平日）及び12月29日～1月3日

（2）業務の範囲

ア 相馬市郷土蔵の施設の利用等に関すること。

イ 市民文化の向上に資するため展示及び学習活動の提供に関すること。

ウ 民俗資料に関する情報収集及び提供に関すること。

エ 相馬市郷土蔵の維持管理に関すること。

オ その他相馬市教育委員会が定める業務

（3）業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできない。その他一部の業務の再委託については、事前に教育委員会の承認を得なければならない。

5 経費に関する事項

（1）相馬市郷土蔵入館料

相馬市郷土蔵は、相馬市郷土蔵条例に基づき、観覧無料。

(2) 指定管理料

提案された事業収支予算を基に教育委員会と指定管理者が協議の上、指定管理経費として毎年度に支払うものとする。なお、指定管理料は年額3,094千円(見込み)を上限とする。

また、各種業務委託等(清掃・機械警備・消防用設備等点検・害虫駆除)については、教育委員会負担とする。

(3) 修繕費及び備品費

教育委員会と指定管理者が協議の上決定する。

(4) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経費事務を行うにあたり、団体の会計とは別の会計を設けること。

6 協定の締結

指定管理者の指定と同時に、管理に係る細目的事項、教育委員会が支払う指定管理料の額等を最終的に定めるため、指定管理者と協定を締結し、協定書を作成するものとする。

7 指定管理者の指定取消しについて

指定管理者が正当な理由なく、利用者が施設を利用することを拒んだり、不当な差別的取扱いをするような場合、又は指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合並びに、指定管理者の都合による管理業務の放棄等、適正な管理に重大な支障が生じ、若しくは生じる恐れがある場合には、指定管理者の指定を取り消す場合がある。

8 スケジュール

- | | |
|------------------|--|
| (1) 申請受付 | 令和8年9月16日(水)まで
・午前8時30分から午後5時15分まで
なお、正午～13時00分までは除く。
・土曜日、日曜日、祝日は除く。 |
| (2) 行政事務改善委員会で審議 | 令和8年9月中旬 |
| (3) 選定委員会で審議 | 令和8年10月中旬 |
| (4) 行政事務改善委員会で審議 | 令和8年11月上旬 |
| (5) 市議会へ指定議案を上程 | 令和8年12月上旬 |
| (6) 指定の通知 | 令和9年3月中旬～下旬 |
| (7) 協定内容の協議 | 令和9年3月下旬 |
| (8) 協定書締結 | 令和9年3月下旬 |

(9) 業務開始

令和9年4月1日

9 申請手続き

(1) 申請書類等の提出方法

相馬市教育委員会生涯学習部生涯学習課で書類を入手し、同課へ直接提出ください（郵便、ファックス等による申請は受け付けません。）。

(2) 提出書類

相馬市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第二条に基づき次の通りとする。

	提出書類	様式・枚数制限	提出部数	
			正	副
1	指定申請書	様式第1号：1ページ	1	1
2	団体の概要1	様式第4号：1ページ	1	1
3	宣誓書	様式第7号：1ページ	1	1
4	施設管理に関する基本的な考え方 1 施設の管理運営の基本的な考え方 2 文化振興に関する考え方 3 運営業務に関する基本方針 4 維持管理業務に関する基本方針	様式第8号：1ページ 様式第9号：1ページ 様式第10号：1ページ 様式第11号：1ページ	1	1
5	応募者の構成・管理実績 1 応募者の構成 2 応募者の管理実績	様式第12号：1ページ 様式第13号：1ページ	1	1
6	事業実態体制について 1 実績体制・緊急時の対応 2 業務水準の維持、向上方策、リスク回避方策	様式第14号：1ページ 様式第15号：1ページ	1	1
7	運営管理計画について 1 広報・利用促進計画 2 観覧者支援計画 3 イベント等開催事業計画 4 自主事業計画	様式第16号：1ページ 様式第17号：1ページ 様式第18号：1ページ 様式第19号：1ページ	1	1
8	維持管理計画について 1 展示物・設備等の保守管理・補修計画 2 清掃計画 3 保安・警備計画	様式第20号：1ページ 様式第21号：1ページ 様式第22号：1ページ	1	1

9	事業収支計画の妥当性について 1 収入計画 2 支出計画	様式第 23 号：1 ページ 様式第 24 号：1 ページ	1	1
10	収支予算書 1 収支予算書（総括表） 2 収支予算書（指定管理・収入の部） 3 収支予算書（指定管理・支出の部） 4 収支予算書（自主事業・収入の部） 5 収支予算書（自主事業・支出の部）	様式第 25 号：1 ページ 様式第 26 号：1 ページ 様式第 27 号：1 ページ 様式第 28 号：1 ページ 様式第 29 号：1 ページ	1	1
11	・法人、又は団体の定款、寄付行為、規約その他 これらに属する書類 ・法人、又は団体のパンフレット	—	1	1
12	・申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類 ・過去 1 か年の事業報告	—	1	1
13	○法人にあつては、 ・定款、寄付行為又はこれに準ずる規約を記載した書類 ・法人の登記簿謄本（登記事項証明書） ・申請の日の属する事業年度の前事業年度の 1）法人税納税証明書及び消費税納税証明書 2）貸借対照表 3）損益計算表	—	1	1

※1 各様式について、枚数制限を超えたものについては、審査対象から除外します。
各様式の枚数制限にご注意ください。

※2 審査書類提出時には、本紙を 1 部持参する。

※3 各書類は A 4 サイズを縦に使用し作成する。

（3）申請にあたっての留意点

ア 申請内容等の変更の禁止

提出された申請書類等の内容を変更することはできない。

イ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

ウ 申請書類等の取扱い

申請書類等は理由の如何にかかわらず返却しない。

また、提出された申請書類等は、情報公開の対象となるが、公正な競争を妨げないように、申請書受付期間内は非公開とする。情報開示の請求がされた場合は公開する範囲について、相馬市情報公開条例第七条に基づき決定するものとする。

エ 申請の辞退

申請を行った後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

オ 費用負担

申請に要する費用及び指定管理者として指定を受けるまでの費用については、すべて申請者の負担とする。

カ 申請書類の取扱い・著作権

申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。ただし、本施設の管理運営に関し公表を必要とする場合、又は市が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

キ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

ク 資料等の目的外使用禁止

市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

ケ 指定期間中のリスク負担

指定期間中のリスク負担は、以下の区分を基本とします。

なお、施設の火災保険は市が加入する。

区 分	リスクの内容	負担者	
		教育委員会	指定管理者
法令等の改正	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	教育委員会の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	協議で決定	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（教育委員会又は市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	事業内容の変更等	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
	急激な物価上昇	協議で決定	
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	協議で決定	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音・振動等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	

10 問い合わせ先及び書類の提出先

相馬市教育委員会生涯学習部生涯学習課文化係

〒976-8601

相馬市中村字北町63番地3

電 話 0244-37-2100

FAX 0244-37-2617